

公 安 委 員 会 決 裁 資 料	鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正 (R 6 年 人 事 委 員 会 勧 告 等 に よ る 給 与 改 定)	令和7年3月12日 警務課給与係
1 改正理由 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部改正及び令和7年2月5日付けの人事院規則改正に伴い、「鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則」について、所要の改正を行う。 2 改正規則 鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年鹿児島県公安委員会規則第5号） 3 主な改正内容 (1) 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）附則第8項に規定する者に適用される給料表の1級について、中学卒業後直ちに採用される場合を前提として設定されている号給をカットしたことに伴う経験年数の起算の改正 (2) 人事院規則9－8（初任給，昇格，昇給等の基準）の改正内容に準じ、別表（経験年数換算表）を改定 4 施行期日 令和7年4月1日		